

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第五部 労働・社会政策

I 労働政策

4 雇用・労働市場政策

経済政策と雇用

一九八七年には、前年につづき、途中、小康をふくみつつも円高が急ピッチで進展し、輸出依存度の高い産業や、アジア新興国と競合する産業を苦境に立たせた。一方、国民経済全体としては、年央までには景気上昇に転じ、好況のうちに越年した。このような動向を反映して、三～五月に一九〇万を超えていた完全失業者数(完全失業率三・一～三・二%)も、その後改善を示している。しかし、特定産業・地域・高齢者などについては、年末においても全体としての好況の影響が十分及んでいない状況であった。

年央以降の景気回復は内需によって支えられたが、五月二十九日、政府が決定した「緊急経済対策」は、内需拡大の刺激になったものと考えられる。対策は、一兆円の減税・公共投資五兆円と、景気刺激の財政政策としては、これまでにない大規模なものであった。これは、日米経済摩擦にともなう、アメリカ側からの内需拡大要請に応えるためでもあった。緊急経済対策の内容としては、公共事業の拡大、住宅投資の促進、地域活性化、民間活力の利用、および所得税等の減税などから成っており、雇用対策については、「三〇万人雇用開発プログラム」の着実な実施、各種補助金、職業訓練、労働時間の短縮などがかけられた。これらの措置のうち、中心的部分となる補正予算と所得税法の改正(所得税減税とマル優原則廃止)等は、七月六日～九月一九日の第一〇九回臨時国会で審議され、実現されることとなった。

新・前川レポート

緊急経済対策決定にあたり、官房長官は、この対策が内需拡大による景気拡大対策であるとともに、調和ある対外経済関係を形成することをめざしたものであると述べた。このような内外の調和の実現についての中長期の指針としては、前年に発表された『前川レポート』(八六年四月六日)があるが、今期はそれを具体化した『新・前川レポート』(経済審議会経済構造調整特別部会報告——構造調整の指針、八七年四月二三日)が公表された。このレポートは、中長期の課題を扱いつつも、「ここ両三年の間の集中的政策努力が必要」と述べており、緊急経済対策も、レポートの打ち出した方向に沿ったものであった。

『新・前川レポート』は、為替レートの調整のみによって対外均衡を達成するのではなく、内需主導型の経済に転換することをめざし、これには、需要面では国民生活の質の向上を、供給面では産業構造の転換と輸入の拡大を実現することが不可欠とみなしている。また、構造転換の際、市場メカニズムの活用を基本とする立場を表明している。内容は次のとおりで、雇用に関連の深い項目もある。

【新・前川レポート〔概要〕】

一 内需拡大

- 1 住宅
- 2 社会資本整備
- 3 土地対策
- 4 構造調整促進のための設備投資
- 5 消費(円高メリットの活用、有給休暇の取得推進、労働生産性向上の成果を賃金と時間短縮に配分することをふくむ)

二 労働時間短縮(労働時間をわが国の経済力に相応しいものとする、二〇〇〇年までのできるだけ早期に年間一八〇〇時間をめざす、公務員・金融機関の週休二日制、などについて述べている)

三 国際的に調和のとれた産業構造

- 1 産業構造調整への取り組み(円高による調整や「産業空洞化」を押しとどめないこと、中成長下で総合雇用対策を講ずることをすすめている)
- 2 海外直接投資(好ましく促進すべきであるとする)
- 3 内外競争条件の整備
- 4 輸入拡大、市場アクセス改善
- 5 国際化時代に相応しい農業政策(内外価格差の縮小、産業としての農業などに言及している)

四 雇用への対応

- 1 雇用問題の重要性
 - a 雇用問題は構造調整過程における最大の課題である。
 - b 急速な円高の進行は、輸出関連業種や構造不況業種を中心に雇用情勢を悪化させつつあり、今後も失業率の上昇を招く恐れがある。
- 2 就業構造の変化と種々の需給の不適合

a 今後二〇〇〇年にかけての就業構造の変化をみると、物財生産部門においては二〇〇万人程度の減少となるものの、ネットワーク部門及び知識・サービス生産部門においては各々三〇万人程度、六八〇万人程度の増加が見込まれ、就業者全体としては五〇〇万人程度増加すると見込まれる。

b しかしながら、構造調整過程では、こうした需要の変化に供給が対応しきれないために、産業間、職業間、年齢間、地域間など多様な分野で需給の不適合による失業が発生する可能性がある。

3 総合的雇用対策

a 雇用調整の円滑な推進には、潜在成長能力を顕在化するマクロ政策と、産業、職業、地域、年齢ごとの需給の不適合を解消するための総合的雇用対策が必要である。とくに雇用問題が深刻化する前に早めに対応を進める必要がある。

b 〈略〉

c 今後とも、(現在とられている)各般の諸施策の充実・強化を図りつつ、円滑な職種転換、労働移動を進めるための職業能力開発対策の強化、雇用機会が不足している地域における雇用機会開発等を進めていくこととする。

4 雇用機会の再分配

a より長期的には、世界一の長寿社会を迎える我が国は、労働時間短縮と世代間等の雇用機会再分配といったかたちの日本的ワークシェアリングを進める。これにより、雇用の確保、自由時間の拡大、国民の公的負担の抑制を図り、活力ある長寿社会をめざす。

b 略

五 地域経済への対応

1 構造不況地域における対応(輸出関連産業依存地域への公共事業の重点配分、産業構造転換円滑化臨時措置法、地域雇用開発等促進法等の活用について述べている)。

2~3 〈略〉

六 世界への貢献

竹下首相は、一九八七年一月一〇日、経済審議会に新経済五ヵ年計画の策定を諮問した。同計画審議のため八八年一月二二日決まった新経済計画の基本的考え方と検討の方向は、新前川レポートと並行したものとなっている。

職業安定行政の重点施策

一九八七年五月二九日、労働省は、例年のように、八七年度雇用の見通しと職業安定行政の基本方針を、都道府県知事あて通達した。行政の基本方針のうち主要なものは次のとおりであった。

【八七年度職業安定行政の基本方針〔要点〕】

一 重点施策

1 円高、産業構造の変化等に対応した総合的な雇用対策の推進

(1) 三〇万人雇用開発プログラムの推進(別掲のとおり)

(2) 特定不況業種対策の推進

特別措置法に基づいて雇用対策を機動的に行う。

(3) 炭鉱離職者対策の推進

第八次石炭政策を踏まえて、従来と同様に措置する。

2 雇用開発を中心とした地域雇用対策の推進(別に述べる。地域雇用開発促進法の実施)

3 本格的高齢化への対応

前年改正された高年齢者等の雇用の安定に関する法律の実施等により、中長期展望により積極的に対処する。

4 障害者雇用対策(別に述べる)

二 構造調整下における雇用問題への対応

構造調整下の最重要課題は雇用問題への対応である。中長期には、素材関連業種において雇用減が見込まれる一方、第三次産業の発展分野を中心に、二一世紀までに六〇〇万人の雇用が見込まれるとし、円滑な労働移動を促進するとしている。また、地域的にも多様な雇用機会の創出等を図る。関係省庁、地方自治体等と連携して雇用の確保につとめる。

三 労働力需給調整機能の強化

1 公共職業安定所における職業紹介機能等の強化

前年一〇月首都圏に導入した総合的雇用情報システムを全国的に導入する。これと並んで業務実施体制の改善等を図る。

2 民間における労働力需給調整事業等の整備

労働者派遣法の適正な運営と民営職業紹介事業の運営改善など

「三〇万人雇用開発プログラム」の策定

一九八六年末から八七年初めにかけて失業情勢が悪化したことから、政府与党による対策の柱として「三〇万人雇用開発プログラム」が登場した。この政策は、新年度に入るとともに暫定予算で実施されはじめた。その内容は、職業安定行政の基本方針によれば次のとおりである。

【プログラムの概要】

一九八七年度において、総額一一三三億円規模の「三〇万人雇用開発プログラム」を推進する。

プログラムの第一の柱は、教育訓練、出向等を活用し、円滑な産業間、企業間移動等の促進を図ることであり、(イ)委託訓練を活用した不況業種労働者等の職業転換訓練に対する助成制度を創設する、(ロ)(財)産業雇用安定センターに対し運営費を補助するとともに、出向、再就職あっせんに対する助成制度を強化する、(ハ)中小企業が行う事業転換、多角化に伴う教育訓練に対する給付金制度を創設する。

第二に、雇用調整助成金の活用による失業の予防、雇用の維持を図ることとし、休業に関し一九八六年一〇月二〇日より時限的に引き上げた助成率の適用期間を延長するとともに、教育訓練についても新たに助成率を引き上げる。

第三の柱は、雇用機会の開発であり、(イ)地域における雇用開発を促進するため、地域求職者の雇い入れに対する賃金助成、雇用機会拡大のための費用に関する助成を内容とする地域雇用開発助成金制度を創設するとともに、職業相談、職業訓練等を集中的に実施する地域雇用能力開発事業の実施地域を拡大する、(ロ)高年齢者、特定不況業種離職者等の雇用を促進するため、特定求職者雇用開発助成金の助成率を引き上げる。

上記の賃金助成率等は次のとおりである。

(1) 教育訓練、出向等を活用した円滑な産業間、企業間移動等の促進

○職業転換訓練助成制度の創設

・賃金助成 四分之三(五分之四)

・訓練委託費 三万円/人・月

○(財)産業雇用安定センターへの運営費の補助

○出向、再就職あっせん制度の活用

・出向 二分の一(三分の二)→三分の二(四分之三)

・再就職あっせん 三分の一(二分の一)→二分の一(三分の二)

(2) 雇用調整助成金の活用による失業の予防、雇用の維持

・休業 三分の二(四分之三)→八八年三月三十一日まで延長

・教育訓練 二分の一(三分の二)→三分の二(四分之三)

(3) 雇用機会の開発

○総合的な地域雇用開発の実施

・地域雇用開発助成金制度の創設

賃金助成→二分の一(三分の二)

雇用機会拡大のための費用について助成

・地域雇用能力開発事業の実施

○高年齢者、特定不況業種離職者等の雇用機会の開発

・特定求職者雇用開発助成金

賃金助成 三分の一(二分の一)→二分の一(三分の二)

重度障害者等 二分の一(三分の二)→三分の二(四分之三)

(注)()内は中小企業に関するもの。

なお、雇用審議会に提出された労働省資料によれば、このプログラムによる雇用効果の実績は、八七年度上半期において、(1)による移動約二万人、(2)による失業の予防、雇用の維持一六万人、(3)による雇用機会開発約四万九〇〇〇人であり、「概ね所期」とおりとしている。

■←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
